

実施要領等に関する回答書

令和8年5月15日

福島県経営金融課長

業務名	事業承継支援人材育成事業	
資料該当箇所	質問事項	回答事項
委託仕様書 P. 1、2	<p>委託業務の内容</p> <p>質問1 (1) 商工団体・金融機関・市町村職員向け研修および(2) 経営者向け研修では、「中小企業基盤整備機構に講師を依頼する」となっているが、中小機構講師とそれ以外の講師を組み合わせた複数名体制での実施は可能か。</p> <p>質問2 (3) 税理士向け研修では、「講師1名の選定は、東北税理士会福島県支部連合会に依頼する。」となっているが、研修を実施するに当たり、適切なテーマ及び講師を税理士会へ提案し、承諾を得たうえで、複数名の講師による分担・共同で対応としてもよいか。</p> <p>質問3 2-(2) 経営者向け研修「事業承継税制の活用の呼びかけ」に関して、研修中に時間を設け、福島県から制度説明を行うという認識でよいか。</p>	<p>質問1に対する回答 基本的に中小企業基盤整備機構に講師を依頼していただくこととなりますが、状況によって中小企業基盤整備機構以外の講師での対応についてご相談いただくことは可能です。</p> <p>質問2に対する回答 基本的に1名で対応していただくこととなりますが、状況によって複数の講師での対応についてご相談いただくことは可能です。</p> <p>質問3に対する回答 お見込みのとおりです。</p>

業務名	事業承継支援人材育成事業	
資料該当箇所	質問事項	回答事項
委託仕様書 P. 1、2	<p>質問4 2－(3)－④に関して、「受講者数を各回50名、合計100名程度」とあるが、当年度の研修は1回であることから、受講者数は50名程度でよいか。</p> <p>質問5 2－(3)－④に関して、「ア 集合研修受講者の選定」とあるが、東北税理士会福島県支部連合会に依頼するのは、「チラシの配布先の選定」の認識でよいか。</p>	<p>質問4に対する回答 「受講者数を100名程度」の誤りであるため、訂正した仕様書を再掲載します。</p> <p>質問5に対する回答 お見込みのとおりです。ただし、東北税理士会福島県支部連合会が、受講者を選任することを妨げるものではありません。</p>